

# 給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位:円)

区 分	職 員 数 (人)	給			
		報 酬	給 料	期 末 手 当 (年間支給率)	
本 年 度	長 等	5	0	44,130,117	23,682,896 (3.78)月分
	議 員	48	354,827,637	0	142,096,942 (3.53)月分
	その他の特別職	7,602	4,644,159,820	0	0
	計	7,655	4,998,987,457	44,130,117	165,779,838
前 年 度	長 等	4	0	37,236,000	19,163,420 (3.68)月分
	議 員	46	339,723,547	0	138,776,659 (3.43)月分
	その他の特別職	5,279	4,121,075,741	0	0
	計	5,329	4,460,799,288	37,236,000	157,940,079
比 較	長 等	1	0	6,894,117	4,519,476
	議 員	2	15,104,090	0	3,320,283
	その他の特別職	2,323	523,084,079	0	0
	計	2,326	538,188,169	6,894,117	7,839,759

与 費			共 済 費	合 計
地 域 手 当	その他の手当	計		
6,398,855	17,041,596	91,253,464	10,148,072	101,401,536
0	0	496,924,579	206,388,000	703,312,579
0	0	4,644,159,820	499,616,607	5,143,776,427
6,398,855	17,041,596	5,232,337,863	716,152,679	5,948,490,542
5,399,205	20,137,184	81,935,809	9,074,854	91,010,663
0	0	478,500,206	171,072,000	649,572,206
0	0	4,121,075,741	453,457,345	4,574,533,086
5,399,205	20,137,184	4,681,511,756	633,604,199	5,315,115,955
999,650	△ 3,095,588	9,317,655	1,073,218	10,390,873
0	0	18,424,373	35,316,000	53,740,373
0	0	523,084,079	46,159,262	569,243,341
999,650	△ 3,095,588	550,826,107	82,548,480	633,374,587

資料5

2 一般職

(1) 総括

(単位:円)

区分	職員数 (人)	給与	
		給料	職員手当等
本年度	3,359 (321)	12,729,388,195 (721,805,126)	13,727,698,707 (394,183,302)
前年度	3,395 (343)	13,143,918,114 (776,167,998)	14,067,021,390 (398,098,304)
比較	△ 36 (△ 22)	△ 414,529,919 (△ 54,362,872)	△ 339,322,683 (△ 3,915,002)

費計	共済費	合計	備考
27,210,939,504 (1,174,266,302)	4,617,677,969 (177,042,166)	31,828,617,473 (1,351,308,468)	
△ 753,852,602 (△ 58,277,874)	△ 116,702,199 (△ 4,832,715)	△ 870,554,801 (△ 63,110,589)	

職員手当等	区分	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当
	本年度	222,089,050 (0)	2,621,040,860 (145,891,239)	3,527,890,256 (110,117,720)	2,328,761,807 (61,418,626)
	前年度	225,626,025 (0)	2,434,055,227 (140,834,795)	3,589,820,455 (115,788,091)	2,229,039,241 (60,584,387)
	比較	△ 3,536,975 (0)	186,985,633 (5,056,444)	△ 61,930,199 (△ 5,670,371)	99,722,566 (834,239)

管理職手当	通勤手当	初任給調整手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
153,469,066 (7,651,200)	405,595,365 (41,408,175)	6,236,400 (0)	37,960,900 (1,610,460)	1,451,368,622 (21,793,652)
154,840,813 (6,249,300)	412,901,612 (46,095,371)	8,372,377 (0)	39,214,030 (1,969,030)	1,453,753,549 (20,463,641)
△ 1,371,747 (1,401,900)	△ 7,306,247 (△ 4,687,196)	△ 2,135,977 (0)	△ 1,253,130 (△ 358,570)	△ 2,384,927 (1,330,011)

の内訳	区分	休日給夜勤手当	宿日直手当	退職手当	住居手当
	本年度	111,616,953 (4,292,230)	4,549,200 (0)	2,542,878,106 (0)	181,232,035 (0)
	前年度	106,126,733 (6,028,689)	4,489,600 (0)	3,066,340,176 (0)	206,300,810 (0)
	比較	5,490,220 (△ 1,736,459)	59,600 (0)	△ 523,462,070 (0)	△ 25,068,775 (0)

児童手当	単身赴任手当	管理職員特別勤務手当	義務教育等教員特別手当
124,960,000 (0)	1,488,000 (0)	781,000 (0)	5,781,087 (0)
127,955,000 (0)	276,000 (0)	2,110,000 (85,000)	5,799,742 (0)
△ 2,995,000 (0)	1,212,000 (0)	△ 1,329,000 (△ 85,000)	△ 18,655 (0)

※( )内は再任用短時間職員で、外書きである。

資料5

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位:円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	△ 468,892,791	給与改定に伴う増減分	35,934,658
		昇給に伴う増減分	205,583,657
		その他の増減分	△ 710,411,106
職員手当等	△ 343,237,685	制度改正に伴う増減分	263,993,132
		その他の増減分	△ 607,230,817

説 明		備 考	
		給与改定率	0.35%
平均昇給率	1.48%	昇給職員数	4月 3,048人
実績による減			
扶養手当	△ 3,536,975	配偶者及び配偶者を欠く第1子以外の扶養親族 二人まで 各6,000円	
地域手当	192,042,077	給料改定による増	
勤勉手当	100,556,805	支給月数の増 常勤職員 1.60月 → 1.70月 支給月数の増 再任用職員 0.75月 → 0.80月 管理職員 2.00月 → 2.10月	
住居手当	△ 25,068,775	持家に居住する世帯主(経過措置) 4,000円	
実績による減			

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与			
区 分		行政職(一)	行政職(二)
平成28年3月1日現在	平均給料月額	317,790円	306,433円
	平均給与月額	460,937円	440,486円
	平均年齢	43歳	50歳
平成27年3月1日現在	平均給料月額	325,611円	309,102円
	平均給与月額	444,667円	407,739円
	平均年齢	44歳	50歳
イ 初任給			
(杉並区)			
区 分	行政職(一)	医療職(一)	医療職(二)
高校卒	Ⅲ類 144,600		
短大卒	Ⅱ類 158,900		160,900
大学卒	Ⅰ類 181,200	224,300	183,400
(国)			
区 分	行政職(一)	医療職(一)	医療職(二)
高校卒	一般職(高卒) 144,600		
短大卒			160,700
大学卒	総合職(大卒) 181,200	243,300	182,900

医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	教育職
522,033円	358,990円	329,850円	288,289円
873,963円	492,988円	466,733円	370,925円
59歳	51歳	46歳	35歳
485,116円	357,608円	328,123円	280,974円
802,245円	475,096円	431,133円	356,390円
55歳	50歳	45歳	35歳

  

(単位:円)		
医療職(三)	幼稚園教育職	学校教育職
176,700	176,600	179,400
188,600	194,000	196,300

  

医療職(三)
185,900
206,300

ウ 級別職員数						
区分	行政職(一)		行政職(二)		医療	
	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数	
平成28年3月1日 現在	8級	33 (4)人	1.3 (1.7) %	— 人	— %	— 人
	7級	18 (0)	0.7 (0.0)	—	—	—
	6級	51 (6)	1.9 (2.5)	—	—	—
	5級	171 (0)	6.5 (0.0)	—	—	—
	4級	674 (41)	25.7 (17.4)	4 (0)	0.9 (0.0)	—
	3級	972 (181)	37.0 (76.7)	57 (0)	13.4 (0.0)	4 (0)
	2級	491 (4)	18.7 (1.7)	319 (70)	74.9 (95.9)	2 (0)
	1級	214 (0)	8.2 (0.0)	46 (3)	10.8 (4.1)	0 (0)
	計	2,624 (236)	100.0 (100.0)	426 (73)	100.0 (100.0)	6 (0)
平成27年3月1日 現在	8級	35 (3)人	1.3 (1.3) %	— 人	— %	— 人
	7級	14 (0)	0.5 (0.0)	—	—	—
	6級	53 (5)	2.0 (2.2)	—	—	—
	5級	174 (1)	6.6 (0.4)	—	—	—
	4級	728 (38)	27.7 (16.3)	4 (0)	0.9 (0.0)	—
	3級	968 (182)	36.8 (78.1)	62 (0)	13.7 (0.0)	3 (0)
	2級	465 (4)	17.7 (1.7)	322 (41)	71.4 (91.1)	3 (0)
	1級	196 (0)	7.4 (0.0)	63 (4)	14.0 (8.9)	1 (0)
	計	2,633 (233)	100.0 (100.0)	451 (45)	100.0 (100.0)	7 (0)

※( )内は再任用短時間職員で、外書きである。

(一般行政職の標準的な級別職務内容)

職務の級	標準的な職務
8 級	1. 部長の職務 2. 重要な業務を所掌する統括課長の職務
7 級	1. 統括課長の職務 2. 極めて困難な業務を分掌する課長の職務
6 級	課長の職務
5 級	1. 総括係長の職務 2. 困難な業務を処理する係長、担当係長又は主査の職務

職(一)	医療職(二)		医療職(三)		教育職	
	構成比	職員数	構成比	職員数	構成比	職員数
— %	— 人	— %	— 人	— %	— 人	— %
—	0 (0)	0.0 (0.0)	1 (0)	1.0 (0.0)	—	—
—	0 (0)	0.0 (0.0)	2 (0)	2.1 (0.0)	2 (0)	1.4 (0.0)
—	4 (0)	10.0 (0.0)	5 (0)	5.2 (0.0)	3 (0)	2.0 (0.0)
—	21 (0)	52.5 (0.0)	27 (0)	28.1 (0.0)	5 (0)	3.3 (0.0)
66.7 (0.0)	14 (3)	35.0 (100.0)	39 (4)	40.7 (100.0)	9 (0)	6.1 (0.0)
33.3 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	19 (0)	19.8 (0.0)	120 (0)	81.1 (0.0)
0.0 (0.0)	1 (0)	2.5 (0.0)	3 (0)	3.1 (0.0)	9 (0)	6.1 (0.0)
100.0 (0.0)	40 (3)	100.0 (100.0)	96 (4)	100.0 (100.0)	148 (0)	100.0 (0.0)
— %	— 人	— %	— 人	— %	— 人	— %
—	0 (0)	0.0 (0.0)	1 (0)	1.0 (0.0)	—	—
—	0 (0)	0.0 (0.0)	1 (0)	1.0 (0.0)	2 (0)	1.3 (0.0)
—	3 (0)	7.3 (0.0)	6 (0)	6.1 (0.0)	3 (0)	2.0 (0.0)
—	20 (0)	48.8 (0.0)	26 (0)	26.5 (0.0)	5 (0)	3.2 (0.0)
42.9 (0.0)	17 (2)	41.5 (100.0)	42 (6)	43.0 (100.0)	4 (0)	2.6 (0.0)
42.9 (0.0)	1 (0)	2.4 (0.0)	17 (0)	17.3 (0.0)	130 (0)	84.4 (0.0)
14.2 (0.0)	0 (0)	0.0 (0.0)	5 (0)	5.1 (0.0)	10 (0)	6.5 (0.0)
100.0 (0.0)	41 (2)	100.0 (100.0)	98 (6)	100.0 (100.0)	154 (0)	100.0 (0.0)

職務の級	標準的な職務
4 級	1. 係長、担当係長又は主査の職務 2. 特に高度の知識又は経験を必要とする主任主事の職務
3 級	1. 主任主事の職務 2. 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1 級	2級から8級までの職務の級に属さない職員の職務

エ 昇給					
区 分		合 計	行政職(一)	行政職(二)	
本 年 度	職 員 数	3,325 人	2,621 人	428 人	
	成 績 昇 給	1 号 加 算	913	738	108
		2 号 加 算	148	124	14
	遠 隔 地 昇 給	0	0	0	
	昇 任 時 昇 給	管理職昇任	0	0	0
	採 用 時 調 整	1 号 加 算	42	41	0
		2 号 加 算	4	0	0
		3 号 加 算	33	33	0
		4 号 加 算	4	4	0
	5 号 加 算	9	9	0	
合 計	1,153	949	122		
前 年 度	職 員 数	3,368 人	2,638 人	447 人	
	成 績 昇 給	1 号 加 算	885	713	104
		2 号 加 算	139	116	11
	遠 隔 地 昇 給	0	0	0	
	昇 任 時 昇 給	管理職昇任	0	0	0
	採 用 時 調 整	1 号 加 算	48	46	0
		2 号 加 算	3	0	0
		3 号 加 算	35	35	0
		4 号 加 算	3	3	0
	5 号 加 算	12	12	0	
合 計	1,125	925	115		

医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	教 育 職
6 人	41 人	98 人	131 人
0	9	29	29
0	0	7	3
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	1	0
0	0	2	2
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	9	39	34
7 人	40 人	101 人	135 人
0	9	29	30
1	1	6	4
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	2	0
0	0	1	2
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
1	10	38	36

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率			
	6 月(月分)	12 月(月分)	3 月(月分)	
本 年 度	一般職員	2.00	2.05	0.25
	管理職員	2.00	2.05	0.25
	(一般職員)	(1.05)	(1.10)	(0.10)
	(管理職員)	(1.05)	(1.10)	(0.10)
前 年 度	一般職員	1.825	2.125	0.25
	管理職員	1.825	2.125	0.25
	(一般職員)	(0.975)	(1.125)	(0.10)
	(管理職員)	(0.975)	(1.125)	(0.10)
都 の 制 度	2.075	2.225	—	
国 の 制 度	2.025	2.175	—	

支給率計 (月分)	職制上の段階 職務の級等による加算措置	備 考
4.30	有	一般職員 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分
4.30		管理職員 期末手当 2.20月分 勤勉手当 2.10月分
(2.25)		(一般職員 期末手当 1.45月分 勤勉手当 0.80月分)
(2.25)		(管理職員 期末手当 1.25月分 勤勉手当 1.00月分)
4.20	有	一般職員 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分
4.20		管理職員 期末手当 2.20月分 勤勉手当 2.00月分
(2.20)		(一般職員 期末手当 1.45月分 勤勉手当 0.75月分)
(2.20)		(管理職員 期末手当 1.25月分 勤勉手当 0.95月分)
4.30	有	一般職員 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分
4.20	有	一般職員 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 特定管理職員 期末手当 2.20月分 勤勉手当 2.00月分

※( )内は再任用職員に係る支給率である。

カ 退職手当の支給率等					
区 分		基本額の支給率			
		20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)
区 (支給率等)	普通	18.50	29.00	41.25	41.25
	定年(勸奨)	25.50	34.25	49.55	49.55
国の制度 (支給率等)	普通	20.445	29.145	41.325	49.59
	定年(勸奨)	25.55625	34.5825	49.59	49.59

調整額	その他
退職前20年度間の職務・職責に応じて定める調整額を基本額に加算	
上に同じ	早期退職者割増制度 (2~20%加算)
職務・職責に応じて定める調整月額のうち、額の多いものから60月分を基本額に加算	
上に同じ	早期退職者募集制度(2~45%加算)

キ 地域手当の支給率等	
地 域	支 給 率
区	支給率
	支給対象職員数
国の指定基準に基づく支給率(本則値)	

1級地 (特別区)	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地
20%	-	-	-	-	-
3,359人	-	-	-	-	-
20%	16%	15%	12%	10%	6%

ク 特殊勤務手当				
区 分	全職種	行政職(一)	行政職(二)	医療職(一)
給料総額に対する比率	0.3%	0.0%	2.2%	0.0%
支給対象職員の比率	9.0%	2.9%	49.1%	0.0%

- 支給額の多い順
- 1 清掃業務手当
  - 2 福祉事務所等業務手当
  - 3 教員特殊業務手当
  - 4 有害薬物取扱手当
  - 5 防疫等業務手当
  - 6 特殊危険現場業務手当

ケ その他の手当

区分	区	都
扶養手当	配偶者及び配偶者を欠く第1子 その他の扶養親族2人まで 3人目以降 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日 以後の最初の3月31日までの間にある子については、4,000円 加算(配偶者を欠く第1子を除く)	配偶者及び配偶者を欠く第1 その他の扶養親族2人まで 3人目以降 満15歳に達する日後の最初の 以後の最初の3月31日までの 円加算(配偶者を欠く第1子を
	扶養認定限度額 1,400,000円	扶養認定限度額
住居手当	1. 借家・借間に居住する世帯主(準ずる者を含む)である者 27歳以下の者 27,000円 32歳以下の者 17,600円 33歳以上の者 8,300円 2. 持家に居住する世帯主(準ずる者を含む)である者 4,000円 3. 単身赴任手当を支給される者 27歳以下の者 13,500円 32歳以下の者 8,800円 33歳以上の者 4,100円 持家の者 2,000円	1. 借家・借間に居住する世帯主 未満の者 2. 単身赴任手当を支給される
	1. 交通機関利用者の運賃相当額 限度額 55,000円 ただし、異動等に伴い、新幹線を利用しなければ通勤が困難 となる場合は、特別料金等の1/2(20,000円を限度)を加算 2. 交通用具利用者 5km未満 2,600円 5km以上10km未満 3,000円 10km以上15km未満 5,000円 15km以上20km未満 7,000円 20km以上25km未満 9,000円 25km以上35km未満 11,000円 35km以上 13,000円	1. 交通機関利用者の運賃相当 ただし、異動等に伴い、新幹 線を利用しなければ通勤が困難 となる場合は、特別料金等の 2. 交通用具利用者

医療職(二)	医療職(三)	教育職
0.0%	0.0%	0.1%
7.1%	4.5%	5.4%

- 支給人員の多い順
- 1 清掃業務手当
  - 2 福祉事務所等業務手当
  - 3 教員特殊業務手当
  - 4 防疫等業務手当
  - 5 有害薬物取扱手当
  - 6 特殊危険現場業務手当

	国
子 13,500円 各6,000円 4月1日から満22歳に達する日 間にある子については、4,000 除く)	配偶者 13,000円 その他の扶養親族 6,500円 (ただし、配偶者を欠く扶養親族1人については11,000円) 満15歳に達する日後最初の4月1日から満22歳に達する日以後の 最初の3月31日までの間にある子については、5,000円加算
扶養認定限度額 1,400,000円	扶養認定限度額 1,300,000円
(準ずる者を含む)で35歳 15,000円 35歳未満の者 7,500円	1.借家・借間に居住する職員 (月額12,000円を超える家賃を支払っている者) 最高 27,000円 2.配偶者が借家・借間に居住する単身赴任手当受給職員 最高 13,500円
額 限度額 55,000円 線を利用しなければ通勤が困難 1/2(20,000円を限度)を加算 5km未満 2,600円 5km以上10km未満 3,000円 10km以上15km未満 5,000円 15km以上20km未満 7,000円 20km以上25km未満 9,000円 25km以上35km未満 11,000円 以下省略	1. 交通機関利用者の運賃相当額 限度額 55,000円 ただし、異動等に伴い、新幹線等を利用しなければ通勤が困難とな る場合は、特別料金等の1/2(20,000円を限度)を加算 2. 交通用具利用者 5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,200円 10km以上15km未満 7,100円 15km以上20km未満 10,000円 20km以上25km未満 12,900円 25km以上30km未満 15,800円 以下省略